

平成28年第3回太子町議会臨時会（第462回町議会）会議録

平成28年5月10日

午後10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 6 委員会の閉会中の継続審査について
- 7 常任委員会委員の選任
- 8 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について)
  - 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
  - 6 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の変更
- 追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 常任委員会委員の選任
  - 8 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第7 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第8 西はりま消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	長谷川 正 信	2番	玉 田 正 典
3番	神 南 隆 司	4番	中 薮 清 志
5番	堀 卓 史	6番	藤 澤 元之介
7番	首 藤 佳 隆	8番	福 井 輝 昭
9番	平 田 孝 義	10番	吉 田 日出夫

11番 清原良典  
13番 服部千秋  
15番 森田眞一

12番 中島貞次  
14番 橋本恭子  
16番 井村淳子

**会議に欠席した議員**

なし

**会議に出席した事務局職員**

局長 岡田俊彦  
書記 清水美紀

書記 森文彰

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 北川嘉明  
教育長 寺田寛文  
生活福祉部長 三輪元昭  
教育次長 木村和義  
税務課長 北陽一郎

副町長 八幡儀則  
総務部長 堀恭一  
経済建設部長 八幡充治  
財政課長 森川勝

---

**議長挨拶**

○議長（井村淳子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

青葉香るころとなってまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成28年第3回太子町議会臨時会（第462回町議会）が開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

本日招集されました臨時会に付議されます案件は、専決処分の承認議案2件であります。いずれも町政にとって重要な案件であり、改選も予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成28年第3回太子町議会臨時会（第462回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新緑もひときわ鮮やかに感じられるころとなり、その青葉を渡る風がすがすがしく感じられる季節となりましたが、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、条例の承認案件2件と、追加で人事の同意案件1件につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なる御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たり御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時02分)

○議長(井村淳子) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第3回太子町議会臨時会(第462回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(井村淳子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、森田眞一議員、長谷川正信議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(井村淳子) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(井村淳子) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案2件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成27年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

○議長(井村淳子) 日程第4、承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(北川嘉明) 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、平成28年3月31日付総務省自治税務局長通知により国準則の適用規定が改正されたこ

とに伴い、平成28年3月25日に公布した行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を専決処分により一部改正したものです。

具体的には、太子町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う適用区分を定める附則の規定について所要の改正を行うもので、固定資産課税台帳への価格の登録が条例の施行日である4月1日より前に行われることによる平成28年度以降の年度分への適用に関する矛盾を解消するため、価格の登録日でなく公示または通知日を基準とするため、平成28年4月1日以降に公示または通知される場合に適用と改めております。緊急性を要する案件でございますので専決とさせていただきますましたが、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第5 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（井村淳子） 日程第5、承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律及び関係政省令が平成28年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する太子町税条例をあわせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものです。

改正の内容は、わがまち特例を導入することによって、太陽光発電設備などの固定資産税の特例措置期間を「平成28年3月31日」から「平成30年3月31日」まで、2年間延長する改正等であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました承認第2号専決処分しました太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改

正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）が平成28年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、このたび太子町税条例等を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

最初に、第1条の太子町税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

まず、第56条及び第59条の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、平成28年4月1日をもって独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合されて、独立行政法人労働者健康安全機構が発足されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第10条の2の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、わがまち特例を導入することによって固定資産税の特例措置期間を延長する改正でございます。

第10項は、太陽光発電設備のうち電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

第11項は、風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

第12項は、水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

第13項は、地熱発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

第14項は、バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

第7項は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、また改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきまして、課税標準をその価格に2分の1を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長するものでございます。

第18項は、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきまして、課税標準をその価格に5分の4を乗じて得た額とし、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。また、あわせて項ずれの整備を行うものでございます。

次に、附則第10条の3の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、熱損失防止改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置につきまして、対象となる改修工事に要した費用について、国または地方公共団体からの補助金等を充てる部分を除くこととされたことに伴う改正でございます。

次に、太子町税条例等の一部を改正する条例の改正でございますが、これは平成27年6月議会

で御審議いただきました町たばこ税に関する経過措置についての規定を整理するものでございます。この条例の施行期日は平成28年4月1日といたしております。

緊急性を要する案件でございますので専決とさせていただきますが、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 まず1点目ですが、附則第10条の2のわがまち特例の関係で、第10項から14項まで5つの項目がありますけれども、これも再生可能エネルギー関係を中心としたものだと思うんですが、その中で現実に太子町が課税をされてるものの中でこういった規定を適用するものというのは、太陽光は考えられるんですけどそれ以外にあるのかどうかということと、太陽光だけなのかどうかということも含めまして、そして何件ぐらいあるのかなというのを、まず1点目教えていただきたいと思います。

それと、改正後の第10項の中で、「対象外である設備」という意味が私よくわからないんですが、対象となるものと対象外との違いをわかりやすく御説明をいただきたいと思います。それが2点です。

それと、附則の第10条の3の関係で、改修工事に要した費用から補助金を除くということですね。これは当然のことだと私は思うんですが、今までは含んでおったということだろうと思うんですけども、今回その補助金を除くことになったという政策的な理由というんですか、そういったものをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず最初に、第10条の2の関係でございます。これにつきまして、太子町において実績がございますのは太陽光発電のみでございます。それ以外の全てにつきまして太子町には実績としてはございません。件数でございますけれども、今現在の件数は30件でございます。税額といたしましては、3億9,285万6,330円の課税標準額でございます。それに税率を掛けて算出したものが減額となっております。

それともう一点、対象外ということなんですけれども、今回の太陽光発電に絡む部分につきましては、これまでは太陽光パネル等を設置されて売電のみを専用にやっている方には補助金が出ておりましたけれども、固定資産税のほうは減免措置がありましたけれども、今回からは受電した、エネルギー発電をしたものを家庭内で自己消費するものについても対象となる。その対象となる基準が10キロワットでございますので、一般家庭ではほとんど必要ない限度でございますので、工場等で太陽光パネルを設置して自分のところの工場内で使うとか事務所内で使うとかという場合に、その固定資産税の減免措置がかかるということになっております。

これは、新たに国の政策として生まれたものでございます。そういう意味で、対象外施設というのはそういう言い方をしております。

それと、最後の附則第10条の3第8項第5号の分でございますけれども、これにつきましては補助金の定義というものを新たに加えました。以前からも、これにつきましては自己負担額に対しての固定資産税の減免という形になっておりましたので実質的には変更はございません。ただし、そういう申請書類等に補助金の額を明記しなさいということになった改正でございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前11時16分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました日程第4、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について）から日程第5、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）までを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それでは、先ほど総務常任委員会に付託されました2件の案件を審査した結果を報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第1号。付託年月日、平成28年5月10日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年5月10日（火）午前10時25分から午前10時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果、全員賛成により承認すべきものと決した。

次に、同じく委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第2号。付託年月日、平成28年5月10日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年5月10日（火）午前10時25分から午前10時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により主に次のことを確認した。

太陽光発電設備に係る固定資産税の特例措置の金額について、課税標準額はどの質疑に、本来の課税標準額5億8,928万4,455円の3分の2の3億9,285万6,303円に税率を掛けることになるとの説明がありました。

熱損失防止改修工事とはどのようなものかとの質疑に、主に窓の断熱性を高める省エネ改修工事のことであるとの説明がありました。

(2)審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決しました。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（井村淳子） 以上で総務常任委員会委員長吉田日出夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、上程中の承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（起立全員）



○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

~~~~~

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（井村淳子） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長から、請願第3号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時25分）

○副議長（森田眞一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま井村淳子議長から、議会申し合わせにより、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（森田眞一） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

お諮りします。

井村淳子議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、井村淳子議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時27分）

（再開 午前11時27分）

○副議長（森田眞一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職を許可された井村淳子議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

井村淳子議員、演壇へどうぞ。

○井村淳子議員 議長の辞任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年5月の臨時会におきまして、議員各位の御推挙により議長の要職に就任をさせていただきました。本日まで無事に務めることができましたのも、議員各位及び当局の皆様のご御理解と御協力のたまものと心からお礼を申し上げます。

今後は、議員として町勢発展のため、住民福祉のため、精いっぱい頑張る所存でございます。これからも変わらぬ御指導をいただきますことをお願い申し上げて、甚だ簡単ではございますが、議長辞任の挨拶とさせていただきます。この1年本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（森田眞一） 井村淳子議員の挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 議長の選挙

○副議長（森田眞一） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に清原良典議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました清原良典議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清原良典議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

清原良典議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（清原良典） お昼に近い時間ではございますが、皆さんおはようございます。

御紹介をいただきました清原でございます。議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび議員各位の御推挙をいただきまして、議長の重責を務めさせていただくことになりま

した。心より御礼を申し上げます。

今後、議員の皆さんとともにともに努力、研さんを重ね、我がふるさと太子町の発展並びに太子町民の福祉向上のために精いっぱい努力を重ね続けてまいりたいと考えております。平成28年、我々議員に課せられた役割と責任は多大です。今後、皆様と一致団結し、町民の皆様の負託に応えてまいりたいと考える次第です。

当局の皆さん、議員各位におかれましては、今後とも格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○副議長(森田眞一) 清原良典議長の挨拶は終わりました。

清原良典議長、議長席にお着きください。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時32分)

(再開 午前11時33分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま森田眞一副議長から、議会申し合わせにより、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第3 副議長辞職の件

○議長(清原良典) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

森田眞一議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、森田眞一議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時35分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された森田眞一議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

森田眞一議員、演壇へどうぞ。

○森田眞一議員 副議長の辞任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月、皆様の御推挙によりまして副議長の要職を拝命いたしました。この1年間井村議長を支え、皆様の御協力をいただきまして議会運営に一生懸命務めさせていただきました。しかし、経験不足もあり不備な点もあったかと存じますが、お許しをいただきますようお願い申し上げます。辞任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（清原良典） 森田眞一議員の挨拶は終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（清原良典） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に中島貞次議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中島貞次議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中島貞次議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中島貞次議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

中島貞次副議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○副議長（中島貞次） このたび議員各位の御支援を賜りまして副議長に就任させていただくことになりました中島貞次でございます。もとより微力非才であります。与えられた使命を果たすべく粉骨砕身して議長を補佐し、太子町の発展と町民の負託に応えていけるよう頑張ります。今後とも皆様方の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清原良典） 中島貞次副議長の挨拶は終わりました。

お諮りします。

副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第5 議席の変更**

○議長（清原良典） 追加日程第5、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（岡田俊彦） 議席番号9番平田孝義議員を10番へ、議席番号10番吉田日出夫議員を11番へ、議席番号11番清原良典議員を16番へ、議席番号12番中島貞次議員を15番へ、議席番号13番服部千秋議員を12番へ、議席番号15番森田眞一議員を9番へ、議席番号16番井村淳子議員を13番へ。

以上でございます。

○議長（清原良典） ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時41分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（清原良典） 追加日程第6、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、森田眞一議員の退場を求めます。

（森田眞一議員 退場）

○議長（清原良典） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております藤澤元之介監査委員より辞表が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町東保514番地3に在住の森田眞一氏で、生年月日は昭和

24年12月16日、満66歳でございます。

森田氏は人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の提案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既に御相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第1号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午前11時45分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（清原良典） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（岡田俊彦） 敬称は略させていただきます。

総務常任委員会委員に平田孝義、服部千秋、中島貞次、森田眞一、首藤佳隆、神南隆司、以上6名。

福祉文教常任委員会委員に藤澤元之介、井村淳子、橋本恭子、福井輝昭、堀卓史、長谷川正信、以上6名。

経済建設常任委員会委員に玉田正典、長谷川正信、吉田日出夫、福井輝昭、中藪清志、神南隆司、以上6名。

広報広聴常任委員会委員に堀卓史、平田孝義、井村淳子、服部千秋、玉田正典、以上5名でございます。

○議長（清原良典） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午前11時47分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

総務常任委員会委員長に平田孝義議員、副委員長に服部千秋議員、福祉文教常任委員会委員長に藤澤元之介議員、副委員長に井村淳子議員、経済建設常任委員会委員長に玉田正典議員、副委員長に長谷川正信議員、広報広聴常任委員会委員長に堀卓史議員、副委員長に平田孝義議員、以上8名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

~~~~~

#### 日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長(清原良典) 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長(岡田俊彦) 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に首藤佳隆、橋本恭子、中島貞次、吉田日出夫、藤澤元之介、中藪清志、以上6名でございます。

○議長(清原良典) 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午前11時49分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

委員長に首藤佳隆議員、副委員長に橋本恭子議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

この際、御報告申し上げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員清原良典議員の辞任に伴い、揖龍地区農業共済事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合同約の定めるところにより、揖龍地区農業共済事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第7 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長（清原良典） 追加日程第7、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。  
揖龍地区農業共済事務組合議会議員に井村淳子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました井村淳子議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました井村淳子議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました井村淳子議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 謹んでお引き受けをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（清原良典） この際、御報告申し上げます。

西はりま消防組合議会議員中藪清志議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙をしたいと思  
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第8 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（清原良典） 追加日程第8、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決



定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に中島貞次議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中島貞次議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中島貞次議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました中島貞次議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 謹んでお受けいたします。

○議長(清原良典) ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午前11時54分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(清原良典) 追加日程第9、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回太子町議会臨時会（第462回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時56分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（清原良典） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、人事案件等を滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいります。議員各位におかれましてはの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 平成28年第3回太子町議会臨時会（第462回町議会）を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、承認案件2件、同意案件1件につきまして慎重なる審議を賜り、適切に御承認、御同意をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

また、新しく選任されました議長、副議長、監査委員、各常任委員等々の皆様方、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

これから日一日と暑さが増すところとなりますが、議員各位におかれましては御健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

(新) 町 議 会 議 長 清 原 良 典

(旧) 町 議 会 議 長 井 村 淳 子

(旧) 町 議 会 副 議 長 森 田 眞 一

署 名 議 員 森 田 眞 一

署 名 議 員 長 谷 川 正 信